

## 住宅に係る耐震改修促進税制について

住宅に係る耐震改修促進税制とは、**金沢市の耐震補助制度**を利用し、旧耐震基準により建築された住宅について耐震改修をした場合に、所得税額の特別控除、固定資産税額の減額措置が受けられるというものです。この適用を受けるためには、以下の要件が必要です。

要件	所得税額の特別控除	固定資産税額の減額措置
対象地域	金沢市	同左
対象者	個人	個人又は法人
対象住宅	自ら所有し、居住の用に供している住宅	自ら所有している住宅
	昭和56年5月31日以前に着工された住宅 (旧耐震基準により建築された住宅)	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
	現行の耐震基準に適合していない住宅	同左
対象工事	現行の耐震基準に適合させるためのもの 耐震改修工事(補強設計の総合評価1.0以上)	同左
		工事費用が1戸あたり50万円を超えていること
適用期間	平成21年1月1日 ～令和3年12月31日	令和4年3月31日まで
控除又は減額内容	<b>税額控除対象金額の10%相当額</b> (消費税及び地方消費税8%又は10%にて 契約・支払を行った場合25万円を上限、それ以外の場合20万円を上限) をその年分所得税額から控除  ※税額控除対象金額とは、改修に要した費用から補助金額を差し引いた金額と標準工事費用とのいずれか少ない金額をいう	<b>固定資産税額</b> (1戸あたり120㎡相当分までに限る) を以下のとおり減額 H25.1.1～R4.3.31までに耐震改修が完了 <b>1年間 1/2に減額</b>
申告	特別控除を受ける金額の計算に関する明細書、住宅耐震改修証明書(金沢市等発行)等を添付して確定申告を行った場合に限り適用	<b>耐震改修が完了した日から3ヶ月以内</b> に、金沢市に対して、固定資産税減額証明書(金沢市等発行)等を添付して申告された場合に限り適用

問い合わせ先	耐震改修促進税制 耐震補助制度 証明書発行	金沢市役所 建築指導課 建物安全対策室 TEL 076-220-2059
	固定資産税の申告等	金沢市役所 資産税課 TEL 076-220-2156

※耐震改修証明書は発行に少々お時間がかかりますので、事前に建築指導課までご連絡ください。